

回 覧

令和4年10月6日

家屋の全棟調査のお知らせ

今年4月にもお知らせさせていただきましたが、町では固定資産税の公正かつ適正な課税を行うことを目的として、平成30年度より、7年間（第1期～第7期）をかけて、家屋の全棟調査を実施しており、今年度（第5期）は、昨年度からの継続地区として、北高根地区、南日当地区、驚地区、中里地区、新規地区として五井地区、八斗地区、幸治地区が対象となります。

つきましては、下記により、調査員が現地調査を実施いたしますので、ご了承の程お願い申し上げます。

記

1. 実施期間 《第5期》
 令和4年4月中旬～令和5年3月下旬
 午前9時から午後5時
 ※土日・祝日及び年末年始を除く
2. 対象地区 継続地区：北高根地区、南日当地区、驚地区、中里地区
 新地地区：五井地区、八斗地区、幸治地区
3. 調査方法 身分証明書を携帯した調査員（※1）が2人1組で現地調査（※2）に伺います。なお、**原則、外観調査のみ**で家屋の中には入りませんが、ご不在の場合（※3）でも敷地内に入らせていただくことがございますので、その折はご容赦ください。
 なお、**料金は一切かかりません**ので、不審な点がございましたら、役場・税務課までご連絡くださるようお願いいたします。

※1 委託業者：株式会社法令コンサルタント（千葉県松戸市緑ヶ丘1-92-1）

※2 既存の図面と現在の形状に差異が無い場合は、写真撮影のみとなります。
 既存の図面と形状が異なっている場合は、家屋の外寸計測を行います。

※3 ご不在時に現地調査を行った場合は、家屋調査実施報告書及び家屋調査済証（プレート）を置かせていただきますので、内容をご確認くださいようお願いいたします。



【担当】白子町役場
 税務課 森・大多和
 TEL：33-2114